

令和 3年 1月 8日

小田原サッカー協会 理事・種別委員長 各位

> 小田原サッカー協会 会 長 井原 義雄 (公印略)

緊急時亭宣言発令に伴う小田原サッカー協会主催・主管事業の実施について(通達)

本協会は、昨日日本政府より発令されました「緊急事態宣言」を受け、また(公財)日本サッカー協会・(一社)神奈川県サッカー協会からの通達を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大抑制のため1月8日から2月7日の期間における主催・主管 各種事業(試合・会議等)については、原則として以下の通りと致します。

何卒主旨ご理解頂き、ご対応願います様お願い申し上げます。

今後につきましては、基本的に(公財)日本サッカー協会・(一社)神奈川県サッカー協会の基本方針に準拠し、再び通達が発出された場合は改めて当協会として通達はせず上記団体の方針に準拠させて頂きます。

なお、小田原市公共施設・学校施設等については、1月8日~2月7日までの期間利用禁止となりました。

- 1. 本期間中の本協会主催・主管 各事業(試合・会議等)につきましては、原則として 20時までとする。(但し、Web会議等につきましてはその限りではない)
- 2. 本期間中の本協会主催・主管 各種事業(試合・会議等)は原則無観客とする。
- 3. 本協会の各所属団体の事業については、基本的に所属団体に一任致しますが、当該団体の主催・主管 各種事業(試合・会議等) 開催や大会参加などの判断は、当該団体の責任とするが、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する様心がけて下さい。